

令和4年

第2回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年2月28日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和4年 第2回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第2回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年2月28日(月) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、招集していない。

3 欠席委員

○農業委員 な し

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第6	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用配分計画の決定について
日程第7	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第9	議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第10	議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第11	議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋） 定刻となりましたので、ただ今より令和4年2月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、19名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、いません。

また、本日は、先にご案内いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、やむを得ず推進委員は招集しておりません。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

8番 齋藤 委員、11番 五十嵐 委員、12番 遠山 委員を指名したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認め、議事録署名委員を、8番 齋藤 委員、11番 五十嵐 委員、12番 遠山 委員にすることに決定しました。

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、齋藤 局長、木村 次長、齋藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。

それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をいたします。

今月は28件あります。

契約内容別では、農地法第3条の賃貸借権設定の解約が1件、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が1件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が26件です。

解約事由で主なものでは、転用するための解約が、1ページの356番と19ページの357番で2件あります。

交換のための解約が1ページの336番ほかで4件あります。

売買のための解約が12ページの334番ほかで6件あります。

また、1ページの326番、2ページの327番、8ページの328番、9ページの329番案件は、借受人が離農することから耕作者を変更するための解約です。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いします。  
続きまして、日程第4 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 21ページをご覧ください。  
報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、説明をいたします。

受付番号23番、申請者は記載のとおりです。

土地の所在が七浦字法華堂山(ホッケドウヤマ)、地目は台帳が原野、現況が畑、地積が516㎡、これを含めまして合計2筆で837㎡です。新地目が原野です

申請理由は、申請地は戦後の開墾地ですが耕作不便なことから平成10年頃から耕作しておらず、左右の隣地を含め周囲は同じような原野状態になっています。このような周囲の状況では畑として復旧しても山間地で鳥獣被害も容易に予想され継続的な利用は困難であるため、農地台帳から削除願いたいたためです。

申請地の確認状況は、令和4年1月25日に農業委員4名と事務局で確認してまいりました。

申請地は、山間地に存在する開墾地ですが、長年の間、不耕作となっていました。現在は原野化による荒廃が著しく、周囲の状態も同様で農地として利用するには困難であると確認しました。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。

場所につきましては、22・23ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神五頭ゴルフ場の南西方向に位置しており、笹神丘陵と言われる山の中になります。23ページの案内図をご覧くださいと申請地の南側に川がありますが、その川を境に地形が大きく変わってしまして、川の北側、申請地側が山になっています。

24ページは更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。申請地近くの正方形の場所は東北電力の鉄塔敷地です。したがって、県の通達により事務処理を行い、事務局長専決により証明書を交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、説明を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。  
16番 大堀 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（大堀） 16番 大堀です。  
1月25日に追加の案件として、現地確認を行ってまいりました。  
22・23ページを見ていただきますと解ると思いますが、集落の端にご  
ざいまして、当日は雪のため、その場所の近くまでしか行けませんでしたけ  
れども、長年耕作されておらず、荒れていることを確認済みです。  
以上、報告いたします。

議長（小嶋） ありがとうございます。  
現地確認報告が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
ご承知おきを願います。  
続きまして、日程第5 報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付につ  
いて、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書の25ページをご覧ください。  
報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について、説明をいたしま  
す。

受付番号22番、申請者は記載のとおりです。  
土地の所在が百津町、地目は台帳・現況がともに畑、地積が109㎡です。  
転用目的が自宅通路敷地です。  
許可年月日、許可番号が平成14年10月18日、芝農地第414035  
号です。  
完了年月日が平成14年10月18日です。  
申請地の確認状況は、2月7日に地区担当委員と事務局で確認してまいり  
ました。現地は転用目的どおり、自宅通路敷地として利用されておりました。  
場所につきましては、26・27ページの位置図・案内図をご覧ください。  
水原中学校のグラウンドから西へ200mほどの百津集落内に位置して  
おります。  
28ページには更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。  
当該地は自宅敷地と一体利用されており、担当委員からも計画どおり使用  
されていると確認しましたので、地区担当委員と協議の上、2月8日付で交  
付したことを報告いたします。

続きまして、29ページになります。  
受付番号24番、申請者は記載のとおりです。  
土地の所在が小河原字居付（イツケ）、地目は台帳・現況がともに田、  
地積が474㎡です。転用目的が資材置場です。  
許可年月日、許可番号が昭和47年12月26日、新潟県指令芝農地第6  
210号です。  
完了年月日は昭和48年1月30日です。  
申請地の確認状況は、2月9日に地区担当委員と事務局で確認してまいり  
ました。

申請地は、計画どおり資材置場として使用されておりました。  
場所につきましては、30・31ページの位置図・案内図をご覧ください。  
京ヶ瀬駅から北へ150mほどの小河原集落内に位置しています。  
32ページには更正図に申請地を振りつぶしで表示しております。  
当該地は資材置場として転用し使用されておりましたが、転用者が死亡し、相続した子から地目変更するため申請があったもので、担当委員からも計画どおり使用されていたとの確認も取れましたので、地区担当委員と協議の上、2月10日付で交付したことを報告いたします。

以上で報告第3号、農地転用事実確認証明書の交付について、説明を終わります。

議長（小嶋）      ありがとうございました。  
                          事務局の説明が終わりました。  
                          この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。  
                          初めに、22番案件について、3番 上松 委員より現地確認報告をお願いします。

委員（上松）      3番 上松です。  
                          受付番号22番の現地確認報告をいたします。  
                          2月7日に現地確認に行つてまいりました。  
                          申請地は、農地ではなく通路として使われていることを確認してまいりました。  
                          以上、報告を終わります。

議長（小嶋）      ありがとうございました。  
                          続きまして、24番案件について、9番 菅井 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（菅井）      9番 菅井です。  
                          2月9日に現地を見てまいりました。  
                          今まで資材置場として使われていて、今まで使った人がお亡くなりになりましたので、相続した人があらためて資材置場として使うものであります。  
                          建物は建っておらず、青空の土間コンクリートとなっていましたので、資材置場としての使用になります。  
                          何ら問題ないと、見てまいりました。  
                          以上、報告いたします。

議長（小嶋）      ありがとうございました。  
                          現地確認報告が終わりました。  
                          報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
                          よろしいでしょうか。

委員                （「なし」の声）

議長（小嶋）      質疑なしと認めます。  
                          ご承知おきを願います。  
                          ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局  
(斎藤)

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和4年1月31日開催の定例総会で承認された、農地中間管理権設定の農地等全件106件、809筆、923,601.41㎡について、報告します。

配分は101件、移転は5件となっております

はじめに、配分については、議案書の35ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和4年3月29日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年3月30日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

続きまして、配分の移転については、33ページ400番から35ページ404番までです。

移転後の開始は、令和4年3月30日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長 (小嶋)

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 木村 次長 —

ここで追加説明があります。 木村 次長、お願いします。

事務局  
(木村)

続きまして、私から123ページの600番案件につきまして、ご説明いたします。

所有者を確知することができない農地に関して、令和3年4月26日に農地法第32条第3項の規定に基づき所有者探索の公示を行い、公示から6カ月以内に所有者等からこの農地に対し権原を有する旨の申し出がなかったため、令和3年10月27日に新潟県農林公社に対し農地法第41条第1項に基づく通知を行い、借り受け希望者がいることから、11月2日に農地の裁定申請要望を行ったところ、令和4年1月7日に新潟県知事の裁定により農地中間管理機構が利用権を取得した農地について配分されるものです。

配分の期間は、令和4年3月29日、新潟県が公告をすることから、令和4年4月1日開始、終了は令和8年5月31日までの4年間です。

賃貸借料については新潟県農林公社より新潟地方法務局新津支局に供託されます。

以上、報告を終わります。



議長（小嶋） ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
ご承知おきを願います。  
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書125ページをご覧ください。  
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転8件、45筆で41,625㎡です。

受付番号55番 外山王（ソトサンノウ）、地目は台帳・現況がともに田、地積450㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号56番 山口字権現塚（ゴンゲンヅカ）、地目は台帳・現況がともに田、地積409㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、受付番号57番との交換です。

受付番号57番 山口字島崎（シマザキ）、地目は台帳・現況がともに田、地積423㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、受付番号56番との交換です。

受付番号58番 藤屋字横割（ヨコワリ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,011㎡、これを含めまして合計5筆で5,066㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「親族への贈与」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

126ページになります。

受付番号59番 保田字逆川（サカサガワ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,022㎡、これを含めまして合計2筆で3,921㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号60番 猫山字山田（ヤマダ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,084㎡、これを含めまして合計2筆で1,693㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で1,000,000円での売買です。

受付番号62番 小里字柄目木（ガラメキ）、地目は台帳・現況がともに

田、地積505㎡、これを含めまして合計32筆で27,758㎡です。  
譲受・譲渡理由は「親より受贈」と「子への贈与」です。  
契約の内容は、贈与による所有権移転です。

続きまして、130ページになります。  
受付番号63番 下山屋宇前田（マエダ）、地目は台帳・現況がともに田、  
地積1,905㎡です。  
譲受・譲渡理由は「代替地の取得」と「相手方の要望」です。  
契約の内容は、総額で1,333,500円の売買です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に  
記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げ  
ます。

最初に、申請地に「小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及  
び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作さ  
れるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況か  
ら耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及  
び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも  
「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、  
説明を終わります。

議長（小嶋）      ありがとうございました。  
                          事務局の説明が終わりました。  
                          議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑  
                          がございましたらお願いいたします。  
                          よろしいでしょうか。

委員                （「なし」の声）

議長（小嶋）      質疑なしと認めます。  
                          お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に  
                          ついて、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員                （「異議なし」の声）

議長（小嶋）      異議なしと認めます。  
                          したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
                          について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
                          続きまして、日程第8 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、  
                          を議題といたします。  
                          事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局             議案書131ページをご覧ください。  
                          （長谷川） 議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明をいたします。

受付番号21番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。  
土地の所在が福永字向野（ムカイノ）、地目は台帳・現況がともに畑、  
地籍71㎡のうち37㎡、これを含めまして合計16筆で6,523㎡です。  
当初計画内容は、陸砂利採取に伴う搬出入路及び表土置場です。  
事業計画変更の理由ですが、砂利採取を行うための搬出入路及び表土置場  
として使用してきましたが、今般、2398-2・2402の2筆を、陸砂  
利採取申請を行うことになり使用面積が減少することによるものです。  
場所につきましては、132・133ページの位置図・案内図をご覧ください。  
安田地区、国道49号線沿いにあります安田ホールの西側になります。  
134ページの更正図をご覧ください。図面下の太枠で囲んでいる部分が  
今回砂利採取する部分で、塗りつぶしで表示している部分が搬路及び表土置  
場で残る部分です。変更箇所の土地は後程、議案第4号「農地法第5条第1  
項の規定による許可申請について」で上程します。  
135ページには変更後の土地利用計画図を掲載しています。

以上で、議案第2号事業計画変更の承認申請について、説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報  
告をお願いいたします。  
9番 菅井 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（菅井） 9番 菅井です。  
この場所は、現在の陸砂利採取の道路と表土置場としての使用から、砂利  
を採るという変更申請です。  
今まで許可を取ってきた砂利採取の続きとなりますので、何ら問題ないと  
見てまいりました。  
以上、報告を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。  
現地確認報告が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたら  
お願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のと  
おり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案の  
とおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、日程第9 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許

事務局  
(長谷川)

可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

137ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

受付番号3番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字上野林（ウワノバヤシ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が506㎡です。

転用目的は穀物乾燥調製施設建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年5月1日から令和4年8月20日まで、農地区分につきましては、農用地区域内ですが本件に関しましては、令和3年11月総会において農業用施設用地として農振の用途変更が承認されており、令和3年12月9日付けで阿賀野市長から、阿賀野市農業振興地域整備計画の農業用施設用地への変更の通知を受けています。

許可基準は、農業用施設は許可可能であります。

転用事由は、申請者は経営規模の拡大に伴い既存のライスセンターでは能力不足が生じており、更なる経営規模の拡大に耐えうる体制強化を図るため、既存の農業施設に隣接する当該地に新たなライスセンターを建設するものです。

場所につきましては、138・139ページの位置図・案内図をご覧ください。

新潟県東部産業団地の東隣に位置し、申請者の農業施設に隣接する土地です。

140ページの更正図では申請地を太枠で囲んで表示しております。転用する土地は2筆ありますが、1筆は農業法人所有の土地で、もう1筆は個人所有の土地となっておりますので、個人所有の土地は後程、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」で上程します。

141ページは土地利用計画図・排水計画図です。雨水は北側の側溝から排水路へ流す計画です

142ページは建物平面図です。

続きまして、143ページになります。

受付番号4番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が小島字村下、地目は台帳が田・現況が雑種地、地積が334㎡です。

転用目的は農機具格納庫及び資材置場で、資金計画は記載のとおりです。

農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内と判断し、第1種農地となります。

許可基準は、転用目的が農機具格納庫で、申請地は舗装された市道に隣接しており立地場所として最適であり、また、集落に接続して設置されるものであるため、許可可能であります。

転用事由は、申請地は、申請者が、豚舎が建っていた土地を譲り受けたもので、農機具格納庫を建てても問題ないと思っていました。今後も農業機械を格納する場所が必要なため、農機具格納庫及び資材置場として利用させていただきたいと転用申請された始末書付きの案件であります。

場所につきましては、144・145ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区、小島集落にある梅護寺の北100m程に位置する土地です。

146 ページの更正図です。申請地は図面中央、塗り潰しで表示しております。

147 ページは土地利用計画図です。図のように格納庫が二つあります。

以上で議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

初めに、3番案件について、15番 柳 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（柳）

15番 柳です。

前に農業振興地域の用途変更のあった案件でございまして、農業法人の非常に規模の大きい農業施設を建てるということでございます。

現地確認したところ雪でございまして、状況的には細かくわからなかったこともございますが、概ねこの場所は上野林ということで平地ではなく、図面の右側の方が低くなっておりまして、そちらの方に雨水と排水が流れるということで、隣接に関する水田に関しましては、影響がないということでございます。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、4番案件について、17番 小林 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（小林）

17番 小林です。

ただ今、事務局から細かく説明があったとおり、始末書付きの案件ではございますけれども、事務局の説明にもあったとおり、むしろここで許可を得て、隣接する皆さん、関係者へもご迷惑がかからないのではないかと見てまいりました。

なお、委員の皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

それでは、これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第10 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

議案書149ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

受付番号44番、使用貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字上野林（ウワノバヤシ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が942㎡です。

転用目的は穀物乾燥調製施設建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年5月1日から令和4年8月20日まで、農地区分につきましては、農用地区域内ですが、阿賀野農業振興地域整備計画の農業用施設用地へ用途区分が変更されています。

許可基準は、農業用施設は許可可能であります。

転用事由は、申請者は経営規模の拡大に伴い既存のライスセンターでは能力不足が生じており、更なる経営規模の拡大に耐えうる体制強化を図るため、既存の農業施設に隣接する当該地に新たなライスセンターを建設するものです。

場所につきましては、150・151ページの位置図・案内図をご覧ください。

新潟県東部産業団地の東隣に位置し、申請者の農業施設に隣接する土地です。

152ページの更正図では申請地を太枠で囲んで表示しております。転用する土地は2筆あり、もう1筆は先程の第4条申請の土地になります。

153ページは土地利用計画図・排水計画図です。

154ページは建物平面図です。

続きまして、155ページになります。

受付番号45番、賃貸借権による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が587㎡、これを含めまして合計4筆で3,366㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和4年3月25日から令和5年9月24日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、156・157ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、砂山集落の北側、新江用水路添いに位置しております。

158ページの更正図では、塗りつぶしで申請地を表示しております。

159ページは土地利用計画図です。太枠で囲んだ部分が今回申請の採取地です。

続きまして、160ページになります。

受付番号46番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が山口町一丁目、地目は台帳・現況がともに畑、地積210㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年5月10日から令和4年11月10日まで、農地区分につきましては、申請地は山口町一丁目地内の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断しました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は新潟市のアパートに居住していますが、実家が手狭なため当該地を購入して住宅を建築するものです。

場所につきましては、161・162ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原駅から北西へ500m程に位置しており、中山口集落開発センターの向かいになります。

163ページには更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

164ページは土地利用計画図です。

165ページは排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は側溝へ流す計画です。

続きまして、166ページになります。

受付番号47番、賃貸借権による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が東町字猪屋敷（イノヤシキ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が476㎡のうち189.05㎡、これを含めまして合計6筆で1,102.34㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和4年3月25日から令和7年3月24日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、上江端集落の東側、上ノ山・浦田地区の陸砂利採取を実施するために搬出入路として一時転用するもので、搬出入路として転用許可を得て3年間使用していた土地で、転用期間が3月に終了となりますが事業がまだ終わらないため改めて一時転用申請をするもので、やむを得ないものとして受け付けたものです。

場所につきましては、167・168ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落にある祥雲寺から北へ200m程に位置しております。

169ページは、更正図と搬出入路計画図になります。申請地の搬出入路部分は斜線で表示しております。

続きまして、170ページになります。

受付番号48番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字老ヶ池（ロウガイケ）、地目は台帳・現況がともに畑、

地積が299㎡、これを含めまして合計3筆で580㎡です。

転用目的は工場敷地の拡張、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年3月1日から令和4年4月30日まで、申請地は、令和3年6月9日に農用地区域から除外された土地で、除外後の農地区分は、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内と判断し、第1種農地となります。

許可基準は、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設面積の2分の1を超えないもので、許可可能と判断いたしました。既存施設面積は25,680㎡となっています。

転用事由は、申請者は、隣地を令和3年9月1日付け阿農委第503025号で許可を受け、11月に駐車場及び倉庫の建築を完了しました。当該地は当初、その転用申請と一緒に転用する計画でしたが、その時は作付けされており耕作者から収穫が終わるまで待つてほしいと言われ待つていたものです。収穫が終わり了承を得たため、この度、不足する従業員駐車場及び資材置場を拡張する計画をしたものです。

場所につきましては、171・172ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号線安田バイパスから県道新潟・安田線を小浮方面に1kmほど進んだ山崎パイル工場や坂詰製材所プレカット工場のある工業団地の北端の新江用水路沿いに位置しております。

173ページは更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

174ページには土地利用計画図・排水計画図を掲載しています。申請地は図面の右側の太枠で囲んだ部分です。雨水は構内に敷設する排水溝から排水路に放流する計画です。新江用水路側の農林水産省の土地は、管理受託者の阿賀用水右岸土地改良連合と借りる契約をしています。

続きまして、175ページをご覧ください。

受付番号49番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が寺社字家浦（イエウラ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が136㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年4月1日から令和4年8月31日まで、農地区分につきましては、申請地は安田寺社地内の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断しました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、阿賀野市外のアパートに居住していますが、実家に近い当該地と隣接する宅地を同時購入して住宅を建築するものです。

場所につきましては、176・177ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田寺社地内にあります福隆寺から北へ100m程に位置しており、安田寺社4集落内の土地になります。

178ページには更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

179ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝へ流す計画です。

180ページは建物平面図、181ページは立面図を掲載しています。

続きまして、182ページになります。

受付番号50番、使用貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。



土地の所在が小島字川原（カワラ）、地目 台帳・現況がともに田、地積が865㎡です。

転用目的は、乾燥調製施設建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年4月1日から令和4年8月31日まで、農地区分につきましては、農用区域内ですが、阿賀野農業振興地域整備計画の農業用施設用地へ用途区分が変更されています。

許可基準は、農業用施設は許可可能であります。

転用事由は、申請者は新たに設立された法人ですが、経営規模が拡大する見通しであり既存施設では能力が不足するため、当該地に乾燥調製施設を建設するものです。既存施設の隣に乾燥機が入る建屋を新設し、既存建屋と一体利用して処理能力を上げる計画です。

場所につきましては、183・184ページの位置図・案内図をご覧ください。

市営越後七不思議小島観光駐車場から南側へ100mほどに位置しております。

185ページは更生図で、申請地を太枠で囲んで表示しております。

186ページの土地利用計画図です。図のように申請者の農業用作業場に隣接するところに乾燥機が入る建屋を新築するものです。

187ページには平面図・立面図を載せています。図のように既存建物と一体的に利用する計画です。

以上で議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

初めに、44番及び47案件について、15番 柳 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（柳）

15番 柳です。

44番案件でございますが、149ページの農地法第5条第1項の規定ということで、先ほどの4条申請と同じ場所で、所有者が先ほどの説明では、法人の所有でございますが、これは個人の所有ということでございます。

状況的には、先ほどと全く同じということでございます。

次に、47番案件、166ページで場所は分田でございますが、数年前から砂利採取を行っている関連でございますが、一連の作業がまだ終了しておりませんので、搬出入路として、延長したいということでございます。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、45番及び46番案件について、9番 菅井 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（菅井）

9番 菅井です。

45番案件でございますが、この場所は、先ほどの21番案件の事業計画変更をした2カ所を含みます。

今まで砂利採取をやっていた場所が終わり、今、埋め戻しをやっているところでありまして、次にこの158ページの塗りつぶしの場所に砂利採取が

移ってくるということでもあります。

今までの続きということで、何ら問題ないと見てまいりました。

次に46番案件です。

この場所は、道路に面した角地ということでもあります。

事務局の説明のとおりでありまして、生活排水は市の公共下水道に接続し、雨水は道路の排水溝に流すということで、問題ないと見てまいりました。

雪のため、地面は見えませんでした、説明した方が境界等確認できるよう対応してくれました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、48番案件について、17番 小林 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（小林）

17番 小林です

48番案件についてご報告申し上げます。

再三、申し上げますけれども、事務局の説明のとおり何ら問題ないと見てまいりました。

ただ、隣接する農地への排水などの影響がどうなのかと聞いていましたけれども、土地改良区の許可を得ているということでございますし、何ら心配ないものと見てまいりました。

なお、委員の皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、49番及び50番案件について、13番 松田 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（松田）

13番 松田です。

49番案件です。

寺社地内の住宅建設のもので、周りに畑はありますけれども、水田ではありませんので、何ら問題ないと思って見てまいりました。

次に、50番案件です。

これは、●●さんの既存の乾燥施設の規模拡大のために転用するもので、事務局の説明のとおりであります。

新たに、既存の作業場の横に乾燥施設を建てて、連結をするということでございます。

周辺に影響もございませんし、たいへん良い場所であり、問題ないと見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入りますが、45番案件の譲渡人の一人は、6番 見尾田 委員となっております。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議がないようですので、そのようにいたします。  
それでは、はじめに45番案件を審議いたしますので、6番 見尾田委員の退室をお願いいたします。

— 6番 見尾田 委員 退室 —

6番 見尾田 委員が退室されましたので、45番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。45番案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。したがって、45番案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
6番 見尾田 委員の入室をお願いいたします。

— 6番 見尾田 委員 入室 —

6番 見尾田 委員が着席されましたので、続けます。  
次に、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。したがって、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

これで、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、全て原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局  
(斎藤)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は、所有権移転、10件、10筆、17,024.00㎡、賃貸借権設定、137件、665筆、744,300.53㎡、使用貸借権設定、6件、39筆、30,704.00㎡、農地中間管理権設定、15件、162筆、118,748.43㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

189ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者またはあつせん譲受等候補者名簿登載者です。また、台帳現況地目については、いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より、受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、法柳字大割、1,011㎡、2番案件と交換です。

2番、深堀字土居下、1,107㎡、1番案件と交換です。

3番、福永字中谷地、977㎡、10a当り500,000円の売買です。

4番、長池、3,362㎡、10a当り600,000円の売買です。

5番、長池、4,652㎡、10a当り600,000円の売買です。

6番、上高関字横土居、1,787㎡、総額950,000円の売買です。

7番、福永字中谷地、2,803㎡、10a当り50万円の売買です。

8番、駒林字諏訪原、409㎡、10a当り650,000円の売買です。

9番、駒林字諏訪原、499㎡、10a当り650,000円の売買です。

10番、駒林字諏訪原、417㎡、10a当り650,000円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

196ページをご覧ください。

13番、水原字上千刈外14筆、18,149㎡、10a当り23,000円。

200ページ、33番、沖字中屋敷外2筆、3,414㎡、総額57,000円。

201ページ、34番、発久字ヤチ外5筆、7,436㎡、10a当り25,000円。

207ページ、45番、上江端字浦田外4筆、4,060㎡、10a当り25,000円。

46番、上江端字浦田外5筆、2,984㎡、コシヒカリ総量300kg。

208ページ、47番、京ヶ瀬字古阿賀、188㎡、総額4,500円。

209ページ、50番、保田字山ノ下、529㎡、コシヒカリ10a当り60kg。

210ページ、51番、渡場字会津外1筆、1,259㎡、コシヒカリ1

0 a 当り 60 kg。

228 ページ、83 番、百津、264 m<sup>2</sup>、10 a 当り 22,000 円。  
84 番、百津、2,050 m<sup>2</sup>、10 a 当り 22,000 円。  
85 番、小島外 23 筆、24,724 m<sup>2</sup>、10 a 当り 20,000 円。

234 ページ、99 番、本明字家ノ浦外 4 筆、6,413 m<sup>2</sup>、10 a 当り  
22,000 円。  
100 番、本明字家ノ浦外 7 筆、11,307 m<sup>2</sup>、10 a 当り 22,000 円。

237 ページ、103 番、百津、735 m<sup>2</sup>、10 a 当り 22,000 円。

238 ページ、109 番、出湯字中谷地外 3 筆、3,534 m<sup>2</sup>、10 a 当り  
10,000 円。  
110 番、高田外 2 筆、5,198 m<sup>2</sup>、10 a 当り 20,000 円。

239 ページ、111 番、小河原字古阿賀、1,295 m<sup>2</sup>、10 a 当り 23,000 円  
112 番、下里字鉄道上、1,685 m<sup>2</sup>、10 a 当り 23,000 円。

240 ページ、115 番、次郎丸字片田、1,295 m<sup>2</sup>、コシヒカリ 10 a 当り 90 kg。

246 ページ、124 番、今板字杉の下外 10 筆、8,920 m<sup>2</sup>、10 a 当り 10,000 円。

248 ページ、125 番、大宮字家の上、100 m<sup>2</sup>、10 a 当り 10,000 円。

254 ページ、137 番、下条字上田外 3 筆、4,355 m<sup>2</sup>、10 a 当り 25,000 円。

次に、使用貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

268 ページ、15 番 小浮字保田道下外 10 筆、12,001 m<sup>2</sup>、親から子へ経営移譲です。

続きまして、農地中間管理権設定の案件です。

初めに、案件の期間については、令和 4 年 3 月 11 日から令和 14 年 1 月 10 日または令和 14 年 3 月 10 日の設定となっております。

272 ページをご覧ください。

1 番、小里字柄目木外 8 筆、8,798 m<sup>2</sup>、10 a 当り 18,000 円、  
19,000 円、20,000 円、22,000 円。

273 ページ、2 番、京ヶ島字居前、72 m<sup>2</sup>、使用貸借。

3 番、水原字千刈外 7 筆、12,777 m<sup>2</sup>、10 a 当り 17,680 円、  
22,100 円。

274 ページ、4 番、水原字釈迦堂外 8 筆、15,094 m<sup>2</sup>、10 a 当り

22, 100円。

275ページ、5番、水原字栗山田外8筆、11, 198㎡、10a 当り22, 100円。

276ページ、6番、本明字半ノ木外2筆、6, 428㎡、10a 当り22, 400円。

7番、堀越字萱場外1筆、2, 028㎡、10a 当り23, 000円。

8番、堀越字萱場外1筆、2, 028㎡、10a 当り22, 000円。

9番、堀越字市戸外51筆、26, 857. 82㎡、10a 当り19, 000円、20, 000円、21, 000円、22, 000円、23, 000円、24, 000円。

282ページ、10番、堀越字萱場外6筆、571㎡、使用貸借。

283ページ、11番、堀越字片田外7筆、5, 793㎡、10a 当り19, 000円、21, 000円、23, 000円。

284ページ、12番、堀越字萱場、104㎡、使用貸借。

13番、堀越字蕪木、1, 024㎡、10a 当り22, 000円。

14番、堀越字市戸外44筆、25, 804㎡、10a 当り18, 300円、19, 000円、19, 200円、20, 000円、21, 000円、22, 000円、23, 000円。

289ページ、15番、堀越字片田外4筆、1, 171. 61㎡、使用貸借。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、「基本構想に適合する」ものであること。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である「農用地のすべてを効率的に利用して、耕作、または、養畜の事業を行う」と認められること。

農作業に、「常時従事する」と認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的、かつ、安定的に農業経営を行う」と見込まれること。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の38番案件の譲受人は、8番 齋藤 委員が関係者であり、78番案件の譲渡人は、13番 松田 委員で、同案件及び79番案件の譲受人は「分田三鼎会」であり、同じく

13番 松田 委員が関係者であります。

また、91番案件の譲受人は、10番 渡邊 委員であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、本日、出席している当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議がないようですので、そのようにいたします。

初めに、貸貸借権設定の38番案件を審議いたしますので、8番 齋藤 委員の退室をお願いいたします。

— 8番 齋藤 委員 退室 —

8番 齋藤 委員が退室されましたので、38番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。38番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、38番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

8番 齋藤 委員の入室をお願いいたします。

— 8番 齋藤 委員 入室 —

8番 齋藤 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、78番及び79番案件を審議いたしますので、

13番 松田 委員の退室をお願いいたします。

— 13番 松田 委員 退室 —

13番 松田 委員が退室されましたので、78番及び79番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。78番及び79番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 ( 「異議なし」 の声 )

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、78番及び79番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
13番 松田 委員の入室をお願いいたします。

— 13番 松田 委員 入室 —

13番 松田 委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、91番案件を審議いたしますので、10番 渡邊 委員の退室をお願いいたします。

— 10番 渡邊 委員 退室 —

10番 渡邊 委員が退室されましたので、91番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 ( 「な し」 の声 )

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。91番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 ( 「異議なし」 の声 )

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、91番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
10番 渡邊 委員の入室をお願いいたします。

— 10番 渡邊 委員 入室 —

10番 渡邊 委員が着席されましたので、続けます。  
次に、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 ( 「な し」 の声 )

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 ( 「異議なし」 の声 )

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
これで、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集



積計画の決定について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

－ 14時50分終了 －



会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年2月28日

議事録署名委員      8 番      ㊟

議事録署名委員      1 1 番      ㊟

議事録署名委員      1 2 番      ㊟

議 長  
農業委員会長      ㊟